

東京都教育庁に対する要望書への回答説明会記録(公開用)

日時：平成28年11月29日(火)13:30~14:30

場所：東京都庁第一本庁舎 26階 26C 会議室

<教育庁出席者>

教育庁指導部特別支援教育指導課 統括指導主事

都立学校教育部高等学校教育課 統括課長代理(入学選抜担当)

都立学校教育部特別支援教育課 課長代理(区市町村特別支援教育担当)

同 課長代理(発達障害教育推進担当)

教育庁人事部選考課 統括課長代理(免許担当)

教育庁総務部教育情報課 課長代理(広聴担当)

<東京 LD 親の会連絡会出席者>

けやき 6名、にんじん村 3名、ルピナス 2名 計11名

要望書回答【教育関係要望項目】

1. 特別支援教室について

(1) 特別支援教室設置に向け、区市町村によって内容や場所等に明らかな地域格差が出ないように、「特別支援教室導入ガイドライン」に沿っているかどうかを把握し、指導助言してください。

回答. 都立学校教育部特別支援教育課

公立小学校における特別支援教室導入については、設置者である区市町村教育委員会がそれぞれの地域の実状をふまえて計画を策定し、平成30年度までに順次導入するものです。東京都教育委員会は特別支援教室の導入を円滑に推進するため、区市町村教育委員会に対して必要な指導・助言を引き続き行っていきます。

(2) 特別支援教室が設置された区市町村においては、専用の教室が確保されているかどうかを確認してください。教育相談室や図書室の片隅に衝立を立てただけで兼用している学校もあると聞いています。

回答. 都立学校教育部特別支援教育課

特別支援教室導入に当たっての教室環境整備については、各区市町村教育委員会がその実状を考慮して判断していきます。なお、東京都教育委員会は、特別支援教室の円滑な導入に向けて、教室環境の整備に要する経費についての補助を行っています。

(3) さらに、特別支援教室が設置された区市町村においては、これまでの通級制度より支援内容や教育内容の質の低下を招いていないかどうかを確認してください。特別支援教室では自立活動と教科の補充指導をすることになっていますが、どのような指導がなされているのか実例を教えてください。

モデル(見本)となるような特別支援教室を公開してください。

回答. 都立学校教育部特別支援教育課

特別支援教室は、これまで通級指導学級で実施してきた児童の障害の状態に応じた「自立活動」や「教科の補充指導」を在籍校で受けられるようにするものであり、児童の障害の状態に応じた指導内容が変わるものではありません。在籍校で実施することで、巡回指導教員と在籍学級担任の連携が緊密になり、指導内容の充実を図ることができると考えています。

東京都教育委員会は、特別支援教室における指導の実践例について、「特別支援教室の導入ガイドライン」で示しており、当該ガイドラインは全ての区市町村教育委員会及び小学校に配布しています。

各区市町村教育委員会は、東京都教育委員会が配布したガイドラインに基づき、それぞれの実情に応じて特別支援教室の導入を行うとともに、必要に応じて保護者や関係者に対する説明を行うものです。

回答. 指導部特別支援教育指導課

自立活動では、認知の偏りや未発達さを改善するために、例えば、在籍学級で身に付けておくべき行動に関し、場面を設定しロールプレイなどを用いて指導をしています。教科の補充指導では、教科書の読み飛ばしを補助具の使用により補うなど、障害による学習の困難さを代替する方法等の指導などを行っています。

(4) これまで通級学級において、協調運動・ソーシャルスキルトレーニング・教科補充指導・作業学習を行い、効果が実証されていたケースがあります。今後、特別支援教室においてもこれらの指導が取り入れられるよう検討してくだ

さい。

回答. 都立学校教育特別支援教育課

特別支援教室では、これまでの情緒障害等通級での指導実績を踏まえて、在籍学級担任と連携による指導の充実に努めています。

2. 都立高校にて通級学級設置について

- (1) 国(文科省)では、高等学校が適切に特別支援教育を実施することを求め、自校通級の形態で障害のある生徒が自立と社会参加を目指すための指導を進めるという方策の報告がありました。
高等学校での通級学級設置に関して、東京都教育委員会での方策を具体的にお聞かせください。

回答. 都立学校教育特別支援教育課

都立高校における発達障害教育に関して、学校内で通常の授業とは異なる特別な授業を通級により実施することについて、平成30年の運用開始を目指し検討していきます。

- (2) 通級学級以外の形態となる場合は、キャリア教育や職業教育に取り組む授業時間の確保をどのようにするのかも併せてお聞かせください。

回答. 指導部高等学校教育指導課

全ての都立高等学校及び都立中等教育学校において、キャリア教育の全体計画を策定し、全ての教育活動を通じて、各学校の実態に合わせたキャリア教育を実施しています。

- (3) 通級教室を設置した場合には、担任になるための資格要件を統一し、定期的な研修を例えば年に2回程度実施しスキル向上に努めてください。

回答. 人事部職員課

都教育委員会は、教員の配置に当たって、校長の人事構想を踏まえ、教員個々の適性や専門性を考慮してきめ細やかな対応を行っています。また、校長は自らの権限により、校内の担任や分掌を決定しています。

3. 教職員について

- (1) まだまだ、LDをはじめとする発達障害の知識のない教員の心無い言葉に傷ついている子どもが多くいます。
教職員の資質の向上を強く要望します。LD等発達障害のある児童生徒への指導方法や授業の工夫に関して、さらに研修・研究を深めてください。効果的な事例は公開し、共有する(学び合う)ようにしてください。

回答. 教職員研修センター企画部

東京都教職員研修センターでは、学習のつまづきに関する疑似的な体験を通して、発達障害のある児童、生徒について理解を深めるとともに、必要となる具体的な支援方策を学ぶなど、専門性の向上を図る研修を実施しています。

- (2) 知的障害特別支援学校の高等部では在籍者数が年々増加しています。その中には知的障害だけでなく、発達障害やその周辺児・者も含まれると思われ、これまでの指導方法には当てはまらない難しい対応が多くなると思われます。特別支援学校の全教職員は特別支援学校教員免許状を保有するようにしてください。

回答. 人事部選考課

特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成・確保のため、都教育委員会では、毎年度、特別支援学校に勤務する教員を対象として、教育職員免許法に基づく教育職員免許法認定講習(特別支援学校教諭二種免許状部門)を開設し、特別支援学校教諭免許状の取得を促進する取組を実施しています。また、平成27年度からは、同認定講習と併せて、免許法認定通信教育の受講により特別支援学校教諭免許状取得した場合に、受講料相当額を補助するという取組も行い、免許状の取得促進を図っています。

- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、児童生徒支援専任教員の配置を区市町村へ働きかけてください。

回答. 総務部教育情報課

ご要望につきましては、意見として承らせていただきます。

4. 合理的配慮について

- (1) 読み書きに困難のある児童生徒にとってICT機器の活用が有効な場合には積極的に取り入れるように、区市町村に働きかけてください。また、効果のあった事例は公開し、活用できるように取りまとめてください。

回答.指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、発達障害教育推進計画に基づき、平成28年度中にICT機器の活用事例集小学校版を作成し、区市町村教育委員会を通じて、公立小中学校に配布することにより、ICT機器活用促進を図ってまいります。

- (2) ICT機器の活用に向けては、本人(家庭)で準備することが求められ、ICT機器を用意できる家庭環境にある子どものみが使用申請をしているという実態があります。ICT機器の活用により学習に参加できるようになった子どもも多くいると聞いていますので、都教育委員会としてもICT機器の貸し出しや購入のための補助金制度検討をお願いします。

回答.都立学校教育部特別支援教育課

特別支援教育の実施につきましては、区市町村教育委員会と都教育委員会とがそれぞれの役割と責任に基づいて対応していくことが必要であると考えております。ICT機器活用の考え方は、設置者である区市町村教育委員会の責任において定めるものであり、都教育委員会として補助制度を創設するということは考えていません。

- (3) ICT機器使用の効果を最大限に引き出すために、使用方法や支援方法について教員の研修をお願いします。また、使用環境をサポートすることができ、教員を補助するためのICTサポート支援員を巡回させてください。

回答.指導部指導企画課と教職員研修センター企画部

東京都教職員研修センターでは、ICT機器活用における研修を3種類設定しています。一つ目は教科指導などにおける活用方法等について、二つ目は協働学習・双方向型の授業における活用方法等について、三つ目は特別な支援を必要とする児童・生徒に対応した活用方法などについての講座を実施しています。これらの研修を通じて、教員の専門性の向上を図っています。

- (4) 授業のユニバーサルデザイン化をさらに研究し、進めてください。

回答.指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、平成28年度に発達教育推進計画に基づき、公立小学校、中学校、高等学校からモデル校を指定し、ユニバーサルデザインに基づく指導と学校づくりに関する研究に取り組むとともに、研究成果をガイドラインとしてまとめ、全都立学校及び小中学校に配布して発達障害教育の充実を図ります。

- (5) センター試験や大学入試において、多くの大学のホームページには配慮申請の手続き方法が提示されており、誰でも事前に知ることができます。しかし都立中高一貫校や都立高校においては、分かりやすい提示がありません。誰もが分かるように提示してください。

回答.都立学校教育部高等学校教育課

入学者選抜学力検査の特別措置については、「都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」及び「東京都立高等学校募集案内」を配布し、その中で周知を図っております。配布した冊子は、都教育委員会のホームページにも掲載し、周知しているところですが、平成28年度からQ&Aの表記を工夫するなど、ホームページ上でも分かりやすい掲示について今後も検討していきます。

5. 連携について

- (1) 教職員に対して、保護者と連絡を密にし、児童生徒の理解・支援に努めるよう指導助言してください。

回答.指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、平成26年3月に指導資料として、「これからの個別の教育支援計画」を作成し、全都立学校及び小中学校に配布し、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成の際に保護者との連携により、教育ニーズを充分把握し、児童・生徒の個々の状態に応じた指導・支援の充実を図るよう指導・助言を行っています。

(2) 乳幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援のために、「学校生活支援シート」(個別の教育支援計画)を活用して、学校間(幼・小・中・高校)の連携を強化してください。発達障害に特記した項目も加え、確実に伝わるよう指導してください。

回答.指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は平成26年3月に指導資料として、「これからの個別の教育支援計画」を作成し、全都立学校及び小・中学校に配布しました。発達障害のある児童・生徒への支援も想定した、乳幼児期から学校卒業後の進路先までの一貫性のある支援のために、円滑な引継ぎに関する事例等を紹介することで、「学校生活支援シート」の有効活用を進めていきます。

(3) 教育委員会の仕事は学校卒業で終わりではなく、卒業から社会生活、労働、福祉へとつなげるキーパーソンとしての役目を担ってください。「学校生活支援シート」(個別の教育支援計画)を活用し、関係機関と連携するように努めてください。

回答.指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は平成28年3月に「『つながり』と『安心』保護者とともにつくる個別の教育支援計画」を作成し、進学先や卒業後の進路先との円滑な引継ぎに関する事例等を紹介することで、「学校生活支援シート」の有効活用による学校と労働や福祉等の関係機関との連携の促進を図っています。

(4) 保護者・学校間・関係機関との連携のためには、「学校生活支援ファイル」(就学支援シート・個別の教育支援計画・個別移行支援計画等を1冊のファイルにまとめたもの)の活用が大いに期待できると思いますが、多くの保護者にとっては分かり辛く、どのように記入や保管したらいいのか不安もあります。作成に際してのポイントに「保護者とともに作る工夫」とありますが、どのように工夫されているのかお聞かせください。

回答.指導部特別支援教育指導課

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)について、保護者会で説明するとともに、個別面談等で保護者と確認しながら作成しています。また、児童・生徒に対する必要な支援について検討しやすいように、保護者に情報を提供するとともに、保護者の願いと、担任の指導上必要と考えることの共通理解を図るなどして、保護者と共に作成しています。

(5) 普通学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒も「学校生活支援ファイル」作成の対象としてください。

回答.指導部特別支援教育指導課

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする全ての児童・生徒が対象となっています。

6. 関係諸機関とのネットワークの構築について

(1) 今年5月に改正された「発達障害者支援法」には、目的に、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが、特に重要であると記されています。医療・福祉・教育・就労・警察等の各関係機関のネットワークを構築してください。

回答.総務部教育情報課

福祉保健局が設置している「発達障害者支援体制整備推進委員会」において、保健・医療・福祉・教育等の各分野からの情報交換、効果的な支援の在り方の協議等を行っています。

以上(質疑応答は非公開とします)